

## 会 議 記 録

会議名称	平成 30 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 30 年 12 月 27 日 (木) 午後 3 時 00 分～午後 5 時 02 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	<p>【委員】 山本、奥、田淵、岩下、高山</p> <p>【区側】 総務部長、総務課長、経理課長、行政管理担当課長、 企画課長、財政課長、営繕係長、電気設備係長、機械設備係長、 みどり公園課管理係長、学校整備課教育施設整備係長、 障害者生活支援課管理係長、庶務課学校 I C T 推進担当</p>
配付資料	
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 杉並区の入札・契約制度の概要について 入札・契約制度の改革</li> <li>(2) 平成 29 年度入札及び契約に関する外部評価について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事契約 審議案件</li> <li>・ 委託・賃貸借契約 審議案件</li> <li>・ 物品の購入契約 審議案件</li> </ul> </li> </ul> <p>3 その他</p> <p>○第 5 回外部評価委員会</p>

○行政管理担当課長 これより第 4 回杉並区外部評価委員会を開会したいと存じます。

まず、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長には申しわけございませんけれども、挨拶の後、そのまま引き続き、進行もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 年末のお忙しい中、全員お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の議題は、お手元の議事次第にもありますように、我々、外部評価委員会として実は 2 つの業務がありまして、従来、行政評価の第三者的なチェックをやっているのですけれども、それ以外の入札監視の委員会としての業務もございます。本日は第 4 回目の外部評価委員会となっておりますが、実質的には入札監視の機能として委員会を開催するものであります。

それでは、最初にこれは経理課からのご報告で、まず杉並区の入札・契約制度の概要の前にまず配付資料の説明、確認を事務局からお願いいたします。

○経理課長 本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

今会長からございましたように、資料説明の前にまず、資料の確認をさせていただきます。少し多めの資料ということですが、よろしくお願いいたします。

まず、次第が 1 枚ございまして、次にホチキスどめになっております、右上に「資料 1 ～9」と振ってある「入札・契約制度の改革」という綴りがございます。

その次でございますけれども、資料 10 といたしまして、工事の審議案件の一覧でございます。

資料 11 は工事審議案件の参考資料ということで、おつけをしているものでございます。

続きまして資料 12 ですが、委託審議案件、また物品購入の審議案件の一覧ということでございます。

資料 13 は、委託物品審議案件の参考資料ということにさせていただきます。

なお、資料番号は振ってございませんけれども、昨年のご指摘もいただきましたところですが、委託物品審議案件について、各仕様書を別冊として机前にご準備をさせていただいておりますので、あわせてご確認をいただければと存じます。

以上となります。足りない資料等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

○会長 今日の初めての資料でございますが、よろしゅうございましょうか。

それでは最初に報告をいただきますが、その前に事前に申し上げておいたほうが良いと思いますが、案件はまだ詳細は見えておりませんが、本日は議事録にとどめることはできない非公表資料が入っている場合がございますから、その場合については、事務局でお答えできないものもございますから、その旨ご承知おきください。

それでは、最初に杉並区の入札・契約制度の概要につきまして、資料 1～9 に基づきまして、ご報告をお願いいたします。

○経理課長 それでは、資料のご説明をさせていただきます。その前に、本日、私のほかに経理課の契約担当の係長が出席しておりますのでご紹介させていただきます。

また、本日の審議案件につきましては、業務内容等につきましてご質問があった際に、説明員として各所管課の担当係長が順次入れかわりでご出席をさせていただきます。業務の詳しい内容等につきましては、そちらの者からの説明も随時させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今会長からもございましたが、審議に入る前のお願いということで、一部非公開としている内容がございます。具体的には、例えば、入札予定価格のうち、非公開としているもの、あるいは低入札調査の失格基準価格など、一部非公開の情報がございますので、このため本日委員会の会議自体は公開とされておりますけれども、審議の中で今申し上げたような内容についてお尋ねがあった際には、大変恐縮でございますが、お答えを控えさせていただく場合がございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは入札・契約制度改革についてということで、資料 1～9 についてのご報告、時間の関係もございますので、概要についてのご説明ということで申し上げたいと存じます。

資料 1～9 のまず 1 ページ、資料 1 をごらんください。

まず 1 として「入札・契約制度の基本的な方針」の(1)「基本的な考え方」についてでございます。

1 つ目の「○」で、区の基本的な立場、入札と契約における透明性の確保、公平な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為の排除といったことを基本といたしまして、現在の入札・契約制度を確立してまいりました。

こうした中で、2 つ目の「○」でございますが、公契約に携わる労働者の適正な労働環

境の確保といったことが引き続き課題となっております。

こうした課題に取り組むため、3 番目の「○」になりますが「杉並区公共調達の指針」を定めて対応を行ってきたところでございます。

(2)「平成 29 年度と 30 年度の取組方針」をごらんください。

1 つ目の「○」になりますが、平成 29 年度は総合評価方式のうち、工事契約の技術実績評価型総合評価方式、また委託契約の簡易型総合評価方式の試行を継続するとともに、前払金限度額の引き上げと、その算出式の変更を行ったほか、公共工事設計労務単価改定への速やかな対応と、その効果検証であります、工事事業者に対するアンケート調査を昨年に引き続き実施しております。

次に、平成 30 年度における取組でございますが、これまでの各種取組、対策を振り返りまして、要綱に基づきまして進めてまいりました、公契約における労働環境の整備に関する取組をさらに前進させるため「公契約条例」の制定も視野に入れた新たな対応策の調査・検討を開始することといたしました。区としましては、今後も引き続き、競争性、透明性の一層の向上を図るとともに、適正な施工・履行の確保に努めてまいります。

続いて 2 ページから 12 ページにかけてでございますけれども、ここにはこれまで区が取り組んでまいりました入札・契約制度改革の概要についての記載がございます。時間の関係もございますので、昨年度から今年度にかけて取り組んだ内容について、一部ご紹介を申し上げます。

まず 2 ページの一番下「建設共同企業体方式運用要綱の制定」、それから少し飛びまして 5 ページになりますが、5 ページの一番下「前払金対象工事の拡大」、この 2 つにつきましては、これまで臨時的な措置として実施してきた取組を、いずれも平成 30 年 4 月から本則化したものでございます。

次に 13 ページに飛んでいただきまして、ごらんいただければと思います。こちらは区で実施しております工事の契約方式をまとめておりまして、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の 3 つの入札形態で整理をした表でございます。

裏面 14 ページには、委託・物品の契約方式を同様に記載させていただいております。

次に 15 ページをごらんください。こちらは入札の結果一覧でございますが、ここ数年の実績とあわせて記載をさせていただいております。

16 ページから 18 ページにつきましては、工事、委託、賃貸借、また物品のそれぞれの契約種別ごとの内訳となっております。

次に 19 ページでございます。19 ページの資料 2 でございますが、こちらにつきましては「年度別入札・契約制度の変遷」といたしまして、工事、委託、物品の 3 区分で横軸に契約金額の区分をおきまして、縦軸には年度の変遷経過をあらわした表でございます。それぞれ、工事、委託・賃貸借、物品の経過、それから現状についてご確認いただければと存じます。

続きまして 22 ページでございます。資料 3 という形になるのですが「工事・委託及び物品契約における落札率の推移」、続いて 26 ページになります資料 4 につきましては「年度別入札形態別平均参加事業者数一覧」、お隣 27 ページ以降の資料 5 は「工事業種別競争入札登録事業者数」となっておりまして、近年の実績値等の資料でございますので、後ほど、お目通しをいただければと存じます。

資料 6、31 ページをお開きください。ここには過去 3 年間の指名停止措置の状況を一覧にさせていただいております。

33 ページでございますが、当該年度平成 29 年度につきましては、そこがございます大手百貨店による談合の事案が発覚いたしまして、独占禁止法に基づく排除措置命令等がなされたほか、他自治体において契約の相手方として不適切な行為があった関係で、合計で指名停止を行った案件は 3 件ございました。ただ、いずれも区外の案件ということでございまして、杉並区の発注にかかわる案件はございませんでした。

次に 34 ページの資料 7 でございます。こちらは「平成 29 年度不調案件処理経過」となっております。28 年度につきましては、不調の案件数、総数で 24 件ございました。29 年度につきましては、合計で 20 件ということでございますので、案件数自体は若干減少しておりますけれども、全体を通しまして昨年同様の状況ですが、全者辞退による不調というものが発生しているということでございます。

不調になった場合におきましては、一般競争入札については案件の分割、あるいは仕様の見直しなどによる再度入札公告を実施いたしまして、また指名競争入札におきましては、指名業者の見直し、あるいは仕様の見直しなどを行って、再度指名競争入札を実施いたしまして、安易に随意契約という形にはならないようにということで、運用を図っております。

す。

なお、不調となった主な原因といたしましては、事業者側の人手不足という側面が大きいのではないかと考えてございます。登録業者の数自体は、年々若干ながら増加をしておりますけれども、先ほど 26 ページの入札参加者数一覧でもごらんいただいたように、入札に参加をする事業者の平均数といったものが、29 年度は若干下げどまりの傾向もありましたけれども、全体のトレンドとしては、事業者の平均数が減少傾向にあるということからも、その辺りは見てとれるのかなと感じておるところでございます。

続きまして、37 ページをお開きください。資料 8 といたしまして「入札・契約制度における臨時的措置について」でございます。

区ではリーマンショック以降の地域経済環境の悪化等に対応するために、平成 21 年度から入札・契約制度における臨時的緊急措置を講じてまいりました。また、平成 26 年のいわゆる品確法、入契法、及び建設業法の担い手三法の改正を踏まえまして、将来にわたる公共工事の品質の確保、また、中長期的な担い手の確保、さらにはダンピング防止などのために、措置内容の追加や見直しを適宜実施してまいりました。平成 29 年度につきましても、地域経済への一定の配慮と支援を図るといった観点から、臨時的緊急措置として内容を継続したところございまして、その内容を資料 8 でお示しをしております。

概要はそこに記載のとおりでございますけれども、大きな 2 番目、下に、区内事業者の受注比率を表で記載させていただきました。全体の金額ベースで平成 20 年度までの平均が 76%程度だったものが、29 年度の合計の金額ベースで 84%程度ということで、区内事業者の受注比率について推移しているということになってございます。

38 ページ、資料 9 でございます。「平成 30 年度杉並区障害者就労施設等からの物品調達方針」についてでございます。

こちらは平成 25 年 4 月に国の法律が施行されたことを受けまして、区では庁内関係部局での検討を行った上、平成 25 年度から毎年度この物品等調達方針を策定しております。区ではこの方針に基づきまして、障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図っておりますけれども、一番最後のページ、40 ページでございますが、この方針に基づきまして、調達をした結果の推移ということで、これまでの推移 6 年間の状況をグラフでお示ししておりますので、参考にご確認いただければと思います。

なお、本日の報告事項にはございませんけれども「杉並区契約における暴力団等排除措置要綱」というものがございまして、それに基づいて暴力団等の関与が認められた事業者に対して入札参加除外措置を実施した場合には、当委員会への報告ということになっているものでございますけれども、29 年度につきまして、除外措置の実績はございませんでしたので、その旨は口頭にてご報告をさせていただきたいと存じます。

長くなりましたけれども、報告に関する説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。それではこの制度自身がいいとか悪いとかという議論は、我々は権限がないのですが、今のご説明について、ご質問なり、あるいはご意見とすれば、遠慮なく委員の方からご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

初めての方も若干、ややいろいろな地域経済的な配慮もあるのですが、よろしゅうございましょうか。

○委員 資料 9 で調達対象となる施設ということなのですからけれども、この事業所を対象にして物品調達をということだと理解したのですが、この調達額の推移の中で、大体この 8 つの種類の事業所の中のどこが多くて、どこが少ないのかということがもしわかりましたら、教えていただけますでしょうか。29 年度で言うと、7,200 万円のうちの内訳ですね。

○経理課長 その内訳ということで、よろしゅうございましょうか。

○会長 7,200 万円ぐらい。

○委員 額ですね。件数でもいいのですけれども。

○事務局 件数にいたしますと、物品調達につきましては 39 件でございました。役務調達に関しましては 70 件ございました。

施設はかなり多岐にわたっておりまして、施設の性格ごとには、大変申しわけございませんが、集計を行っていないところでございます。

○会長 この 1 階にある喫茶スペースやロビーでの物品販売も入っているのですか。

○経理課長 そうですね。厳密に 1 階のあそこは区の調達ではなく一般の販売ですので、物品調達の中には入っていないと思います。

後ほど、所管に確認をいたしまして、施設種別ごとの状況ということかと思しますので、情報提供はさせていただきたいと存じます。

○委員 どうもありがとうございます。

○会長 あとよろしゅうございましょうか。

では、ご報告を承ったということで、報告はこれで終了いたしまして、これから本題に入るわけなのですが、何件あったのですか。

○経理課長 8 件。

○会長 8 件ですね。8 件あるものですから、1 件当たり 10 分程度ぐらいの目安でやっても結構時間がかかるということになります。とりあえず、工事契約、委託・賃貸借契約、物品の購入契約、大きくこの 3 つに分けて審議したいと思います。

まず最初に工事案件の審議案件資料 10、11 を通しでご説明をいただきましょうか。あるいは、待機の関係から言うと、分けたほうがいいのですか、資料 10 と 11 は。

○経理課長 そうですね。できれば 1 件ずつ審議いただければ。

○会長 そうですか。わかりました。資料 10 から、1 件 1 件ずつということですね。

○経理課長 お願いいたします。

○会長 では、説明をお願いいたします。

○経理課長 それでは、ただいまから審議に入らせていただきます。

冒頭、本日の審議案件の選定の方法でございますけれども、今日、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、若干ご説明をさせていただきます。

事前に委員の皆様には契約の一覧を送付いたしまして、お忙しい中、候補案件を選定いただきましてありがとうございました。

選定をいただいた案件につきまして、事前に会長と打ち合わせをさせていただきまして、工事案件 4 件、委託案件 3 件、物品購入 1 件の計 8 件を本日の審議案件ということで選定をさせていただいたものでございます。

それでは、私から工事案件の一般競争入札の案件から概要をご説明させていただきます、ご審議をお願いしたいと存じます。

資料 10、それから資料 11 をお手元にご準備いただければと思います。

まず「工事審議案件」一般競争入札の 1 番目でございますが、契約件名は「杉並区立桃井第二小学校改築及び併設 1 施設建設建築工事」でございます。

入札に参加をされた業者数は 4 でございます。区内業者 4 ということでございまして、



これは J V 発注、いわゆる建設共同企業体発注の工事案件でございます。

税抜きの手定価格が、そこにあります 25 億 9,000 万円余、落札価格につきましては、25 億 3,100 万円ということございまして、落札率につきましては 97.6%ということございまして。この税抜き手定価格につきましては、事後公表ということ、5,000 万円以上の手定価格の案件は、手定価格を事後公表させていただいているものでございます。

また、この案件につきましては、5 億円以上を超える建築工事ということございまして、これは要綱上、建設共同企業体方式、いわゆる J V 方式による発注ということになっているものでございまして、25 億円以上を超える J V につきましては、4 者で J V を構成して入札に参加してほしいということをお願いをしているものでございます。

「入札見積経過調書」資料 11 にございますのがより詳細な入札の経過ございまして、そこにございますように、4 J V からの入札がありまして、最終的にはそこにございます企業体が落札率 97.6%で落札したという案件になってございます。

なお、この工事は、杉並区立桃井第二小学校の老朽化に伴う改築及び併設している学童クラブの建設工事ということになってございます。

簡単ではございますが、案件の説明は以上です。

○会長 そうということなのですが、これを選んだ理由というのはいろいろあるのですが、金額が大きいということと、落札率も結構 100 に近いということで選んではおりますが、まず委員の方からこれの疑問点、あるいは質問、確認等、何なりとこの資格要件等も含めてご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

○委員 この手定価格は事前公表されてないということではないのでしょうか。

○経理課長 そうです。

○委員 かなりの金額で応札の金額も、この 3 番目は違いますけれども、似通っているところがあるのですが、これは事前公表してなくて偶然こうなったということよろしいのですか。

○経理課長 積算に関しましては、これは東京都と共通の積算基準に基づいて区で積算をさせていただいているものでございますので、それにつきましては、公表もされているところもございまして、業者も区の積算基準については了解した上でということ、業者で積算を行った結果ということだと考えております。精度の高い積算技術を持った業者に

よる入札だったと捉えておりまして、その結果が落札率ということに結びついていると捉えてございます。

○委員 それと最低価格との関係はどういうことになるのですか。積算がほぼ機械的というか、ある程度できるとした場合に、逆に最低価格というのは、それよりも下回っているということですよね。その辺の関係性はどんなことになるのでしょうか。

○会長 低入札調査基準価格のことをおっしゃっているのですか。

○委員 そうですね。

○会長 ですね。これは多分まず説明が要るのではないですか。これはどういうふうに設定されているかというのは、毎年議論がありますけれども。

○事務局 大規模な案件につきましては、最低制限価格の設定ではなく、低入札調査基準価格というものを設けまして、この価格を下回った場合には、その内容に関して調査、審査を行いまして、問題がない場合だけ落札決定をするというものの基準価格でございます。それに対しまして、予定価格はこれを下回らなければいけない価格でございますので、今回の場合は、この両者の範囲内でありましたので、そのまま落札決定ということになっております。

なお、積算の正確性につきましては、私ども、設計図面のほかに積算数量表を入札の参加者に公表しておりますので、そこで各数量が記載されております。ですので、図面と照らし合わせまして、その数量に従った単価を入れていきますと、かなり正確な積算ができるものでございますので、このような結果になったものかと思っております。

○委員 そうしますと、逆に 3 番目がかなり高いわけですよね。今のお話でしたら、そんなに高くないのではないかと。

○事務局 それにつきましては、各者の状況等、技術者、または下請けの調達、資材の調達状況等異なりますので、その会社それぞれで単価は異なりますので、違った結果が出るものだと考えております。

○会長 それより前に低入札調査基準価格の設定方法について、まだお答えいただけていないですね。

○事務局 低入札調査基準価格の設定につきましては、国土交通省から要請がございまして、一定の工事の内訳、例えば、直接工事費ですとか、一般管理費ですとか、現場管理費

ですとか、それぞれに対しまして、積算基準に基づくそれぞれの価格に一定の割合を掛けて算出するよというに基づきまして算出したものでございます。

○会長 だから、本件の場合はどうやってされたのですかということです。一定の割合ということはわかりますけれども、それでは答弁として不足だと思いますけれども、我々入札監視業務の一環から言えば。マル秘でなければ、ご説明ください。

○事務局 低入札調査基準価格ですね。かしこまりました。

まず低入札調査基準価格の算定に関しましては、直接工事費に 0.8 を掛けてまして、共通仮設費に 0.75 を掛けてまして、現場管理費に 0.65 を掛けてまして、一般管理費に 0.35 を掛けてまして、あとガス工事費ですとか、発生材等売却費を足したものに 1.08 を掛けた価格でございます。

○会長 これはこの本件だけではなくて、基本的にこの考え方でほかの契約についても今のお考えで低入札調査基準価格をお決めになっていると判断していいのですか。それとも、今回はまた別だということですか。

○経理課長 いや、基本的には、今申し上げた算出式にのっとして設定しているということでございます。

○会長 その件は承知しました。

ほかは、とりあえず、私は後にして、ほかの委員はご質問ありますか。どうぞ。

○委員 4 者目の辞退の理由というのは。

○事務局 4 者目の辞退理由ですが、配置予定者の確保ができなくなったということで聞いております。

○委員 指名ではなくて、一般競争入札ですよ。

もう 1 件いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 落札されたその共同企業体というのは、これまでも受注経験というのはあるのですか。初めてですか。

○経理課長 それは 4 者の J V での受注ということでしょうか。

○事務局 J V は案件ごとに結成いたしますので、この J V に関しましては、今回初めて結成されまして、初めて受注をされたということです。

○委員 それぞれの 4 者に関しては、個別には受注の経験はあるということ。

○事務局 個別には当然ございます。

○会長 ほかはございますか。

出資比率とかの確認というのは、どうやってされているのですか。入札の時点で何か調書とかをおとりになるのですか。あるいは、落札後にとられるのですか。

○事務局 申し込みの時点で、J V 協定を結んでいただきますので、その協定に基づきまず出資比率を参加資格申請時に提出いただきます。

○会長 ですよ。それは聞けばお答えいただけると思うのですが、この落札した 4 者については、出資比率はどういう格好になっているのでしょうか。

○事務局 まず、興建社が代表になりまして、50%、佐藤建業が 25%、矢島工務店が 15%、友伸建設が 10% となっております。

○会長 これは結局、その 50%、10% という比率は決まっていますけれども、これは 4 者の場合にこういうことで、3 者とかになるとまた違うのですか。これは一般的にこの出資比率は、杉並区のこの出資比率は大体 1 位と 2 位以下の 50、10 というのは、こういうふうな決まりなのですか。

○事務局 出資比率につきましては、発注公告文の資料 11-2 でございますけれども、そちらに建設共同体結成方法といたしまして、1 位の構成につきましては今回は上限 50%、2 位につきましては 10% を下限といたしまして、構成するよということにいたしまして、4 者 J V の場合には一般的にこのようなものでございますが、3 者、2 者の場合にはまたそれぞれ比率が異なっております。

○会長 それで、それぞれのよく言われる個別の J V としての要件というのはこっち、そうか。ここの下の入札参加要件のこれだけでやるわけですね。個別第 1 位となるものと 2 位以下という、だから、A と C であればいいということですね。この興建社というのは A 格付けなのですか。ということですね。

○事務局 格付けに関しては、そうです。

○会長 そうなっていますよね。そういうことですか。

○事務局 興建社につきましては格付け A。

○会長 A ですね。

- 事務局 佐藤建業も A です。
- 会長 A なのですか。
- 事務局 はい。矢島工務店が B で、友伸建設は C になります。
- 会長 これは、区外はいなかったのですかね。
- 経理課長 全て区内事業者。
- 会長 区内限定だったのですか、この条件は。
- 経理課長 条件はそうではないですが、今回結成された J V は全て区内事業者様。
- 会長 ということですね。
- 経理課長 はい。
- 会長 不思議なのが、これぐらいの規模の工事であれば、区外業者も来て当然かなと思っただけですけども、渡辺、国際、これも全部区内業者のジョイントベンチャー、辞退されたのも。
- 事務局 ちなみに国際建設は、区内業者ではございますけれども、甲府に本社があります会社でございます。
- 会長 でも、区内業者にカウントされているのでしょうか。
- 事務局 カウントとしては区内業者になります。
- 会長 そういふことのようにですけども、ほかにご意見はありますか。
- これは結局、複数年、要するに 2 年ぐらいの工事期間ですね。1 年ではないですね。
- 委員 1 年ではないのですか。31 年 3 月 15 日なので。
- 事務局 31 年 3 月 15 日までの工期です。
- 委員 1 年弱ですよ。
- 経理課長 いや、29 年 4 月からですので、債務負担行為をとって複数年にわたっての工事ということでございます。
- 委員 4 番目のこの共同体は、名前が挙がっていて辞退しているということはどういう意味なのですか。4 番目の共同体は、ここに名前が挙がっているのに辞退していますよね。
- 経理課長 参加の申し込みについては表明をされたのですけれども、最終的に入札のときに実際の札はお入れにならなかったということになります。
- 委員 その理由はわからないということですか。価格が合わないというあれなのでしょう

うけれども。

○事務局 配置予定技術者の確保ができなかったということです。

○委員 ということですか。

もう 1 点、さっきの低入札調査の基準価格の公式みたいな算出式は、非公表なのでした  
つけ。

○事務局 算出式は公表しております。それから、低入札の調査基準価格につきましては、  
資料 11-1 の備考欄に記載がございまして、事後に公表しています。

○委員 事後に公表している。

○委員 それに関しても国交省から示された公式に基づく算出式が公表されているので、  
自分のところで算出してみようと思えばできるということですよ。予定価格  
に関しても、出している単価でやればわかるということですよ。

○事務局 正確に単価を入れていけば出せます。

○委員 あとは、それぞれの事業者の中で、どれぐらいでできるのかといった形で差額に  
出ているということですよ。よろしいですか。

○事務局 そのようになります。

○会長 それと、これも毎年確認しているのですけれども、予定価格の算出は、区の積算  
基準どんぴしゃりで、それから割引とか値引きとかっていうことは一切ない数式としてみ  
なしてよろしいのですか。よく首長が「えいや」と最後に歩切りをするところもないわけ  
ではないので、確認ですけれども。

○事務局 歩切りは現在禁止をされておりますので、それも国土交通省からの要請があり  
ます。

○会長 歩切りはなくても、少し積算基準どおりやらなくても、正当な理由があればいい  
わけですか。

○事務局 正当な理由があれば結構でございます。

○会長 ということで、本件の場合は、全く同一の金額ということですよ。よろしいのですか。  
予定価格の積算基準どおりということですよ。よろしいのですか。

○事務局 はい。

○会長 ほかに確認すべきことはありますか。これはかなり金額が大きいものですから。

○委員 2 者目と 4 者目の、4 つの事業者も大体 A、A、B、C ですか。1 者目が A、A、B、C だったと思うのですけれども。

○事務局 2 者目は江州建設が A ですね。広拓建設が C で、渡辺一建設が C で、松木建設が C になります。それから 3 番目の白石建設が A になります。それから、目時工務店は A です。天心建設が C、日盛建設が C になります。

○会長 これは 4 者に決めるとか、3 者に決めるとかというのは、どこで決まるのですか。ジョイントベンチャー方式でもいろいろありますけれども。3 者もあるし、5 者だってあるだろうと思いますけれども、4 者の理由はどうなのですか。

○経理課長 それにつきましては、区で J V の発注に関しての要綱を定めておりますので、その要綱の中で 10 億円までの J V については 2 者で構成してください。25 億円までについては 3 者で構成してください。それ以上については、4 者で構成していただきたいということ定めているものです。

○会長 ということのようですが、よろしゅうございましょうか。ほかのご意見。

ちなみに、これも同じジョイントベンチャーで 30 年度契約というのはないわけですよ、多分。

○経理課長 同一の業者の区との契約の有無でしょうか。

○会長 この 4 者の組み合わせのジョイントベンチャーとしてはもうこれで終わり。30 年度の契約はない。我々は今対象ではないですけれども、30 年度の契約のもので同じ 4 者ジョイントベンチャーというのはない。

○経理課長 はい、それはございません。

○会長 よろしいですか。

次の案件に行きましょう。

○経理課長 続きまして、工事案件の一般競争入札 2 つ目でございます。「荻窪小学校外 1 校蓄電設備設置工事」これは電気工事ということになります。

入札につきましては 2 者参加をいただいております、2 者とも区内でございます。

税抜予定価格でございますが、これは事前公表させていただいているものですが、

1,507 万円。落札価格についても同様の 1,507 万円ということでございます。

1 者の応札がございまして、1 者からは辞退ということになってございますが、1 者か

らの辞退理由については、積算の金額が合わない、予算が合わないということでの辞退理由だったと承っているところです。

この案件でございますけれども、荻窪小学校ほか 1 校に既存の太陽光発電システムがございまして、そのシステムで発電した電気を蓄電するための設備の工事ということで発注したものでございます。

この案件でございますが、先ほど申し上げましたように、1,600 万円余りの電気工事ということでございますので、臨時的な措置要綱に基づいて、区内業者限定で発注しておりまして、予定価格についても事前公表している案件ということになってございます。

案件の説明としては以上です。

○会長 これはかなりそういう意味で特殊な入札経過をたどっているのですが、ご質問なり、ご意見をまずお願いできますか。

○委員 辞退した場合、もう 1 回なんかやるようなことが、先ほど説明があったのとは違う案件なのですね。もし、価格が合わないとかそういう場合はもう一度やるというのではなくて、辞退者がいた場合にはそういうことはやらないということ。

○経理課長 もちろん両者とも辞退ということであれば、やり直しということも考えられますが、1 者につきましては、予定価格内での応札がありましたので、そちらの事業者を落札者として決定したということです。

○会長 この辞退の時点はいつなのですか、問題は。

○事務局 開札時。

○会長 いや、そうかな。それはどうやって確認するのか、来なかったから、要するに入札の期限までになかったから辞退とみなしたというだけですか。

○事務局 これにつきましては、辞退の札が入っていたということです。

○会長 普通そうですね。よく言いますよね。辞退の札を入れると言いますよね。ということは、勘ぐって考えれば、事前公表もされてあるし、1 者がこければ、丸々予定価格どおりということになりかねないので、逆に言うと、そこら辺の競争性をどうやって担保するのかという工夫が必要になってくるということですよ。そのリスクがかなりあるわけですから、2 者の場合は。

○事務局 紙の入札の場合ですと、入札の会場に入りましたら、相手方がいなければ札を



差しかえるということもあり得るかと思うのですが、電子入札の場合ですと、相手方がいつの時点でどのような札を入れたということが把握できないこととなっておりますので、そのような恐れはないものと考えております。

○会長 その説明も額面的にはわかりますけれども、それはまず説明会か何か、要するに仕様書をとりに来たのは何者あったのですか。

○経理課長 特に説明会は行ってございません。

○会長 入札公告後でも図面か何か閲覧かするのではないですか。

○経理課長 入札公告を行いまして、2者から参加の申し込みがございましたので、その2者に対しては発注図書、積算数量表などを電子調達サービスから配布して、その結果、最終的な入札時の状況がここにあるように、1者は応札、1者は辞退ということになったものです。

○会長 経緯はそうだと思いますけれども、そこら辺はかなり、お答えとしてはそれでわかりますけれども。これはちなみにこの全体の調書を見てないのですけれども、29年度に佐久と米山電気工業株式会社の29年度の契約状況というのは、ほかにそれぞれ案件はあるのでしょうか。

○経理課長 今調べしますので、少々お待ちいただければと思います。

○委員 佐久電工は1個ありますよね。

○会長 これ以外にあるの。

○委員 街路等新設改修工事。2,300万ぐらいですかね。落札は1,800万ぐらい、落札率は82.2%。

○会長 それは事前公表ではないわけ。

○委員 わからないです、全然。情報がないので、これで見ているので。

○会長 ほかはその間にご質問ありますか。

○委員 杉並区内の業者ということなのですが、杉並区内でこのような工事ができる会社は、どれぐらいあるかということは把握していらっしゃるものなのでしょうか。

○経理課長 電気工事につきましては、区内業者の数、先ほど、会長からもありましたけれども、先ほどの資料1~9の中の27ページでございますけれども、電気工事、業種番号08になっておりますので、区内業者は37者ということで把握しています。

○委員 わかりました。37 のうちの 2 カ所がということなのですね、今回。

○経理課長 そうですね。ただ、37 事業者全てが、入札参加資格があったということかどうかなのですが、この案件につきましては、電気工事 C 級以上を有することというのを参加の資格条件といたしておりますので、37 者全てに対して入札参加資格条件があったということでございます。

○委員 これは発注公告の方で、入札参加資格条件の 5 のところに、同様の設置工事で、ほかの小学校について 2 件書いてありまして、これは重複しての参加できないということですよ。

○経理課長 はい。

○委員 これは参考までにお伺いしたいのですが、ほかの 2 件についての応札状況というのはどういうものだったか教えていただけますか、どういう感じだったか。

○経理課長 今ご指摘いただきましたとおり、本件につきましては、天沼小学校ほか 1 校の蓄電設備設置工事と、高井戸小学校ほか 1 校の蓄電設備設置工事、これは同時に同じ時期に公告をいたしておりますので、申し込み制限という形で行っております。「天沼小学校外 1 校蓄電設備設置工事」につきましては 8 者の参加がございまして、1 者が不参加だったところですが、8 者の参加で 1 者不参加、7 者の応札で落札をしているところでございます。

もう 1 つ「高井戸小学校外 1 校蓄電設備設置工事」につきましては、5 者参加がございまして、1 者については辞退ということで、4 者の応札で落札しているという案件でございます。いずれも予定価格については事前公表の案件でございました。

○会長 100%のはこれだけですか。その 2 者も 100%だった。

○経理課長 落札率につきましては、天沼小学校ほか 1 校の方が 98.1%、高井戸小学校ほか 1 校の方が 88.7%と承知してございます。

○会長 ですよ。だから、これだけ 100 になっているのですよね。だから選んだのだと思うのですけれども。

○委員 何でこれだけ 2 者なのか、価格が安いとか何とかなければ、4 者とか 5 者とか入っているはずですよ。

○事務局 高井戸小学校 1 施設の方が、一番高くて 1,733 万 5,000 円余で、次が天沼小学

校ほか 1 校で、これが 1,706 万円で、荻窪小が一番安くて、1,627 万 5,000 円という形になっています。

○委員 あまり変わらない。

○会長 あまり差はないですね。

○経理課長 これは工事の内容が全て同一内容ということではなくて、入れる機械が汎用の設備のものと、それから業務用の設備のものと種類が複数あるものですから、その辺りで、それぞれの業者のところでの積算については、全く同じ条件ということではなくて、それぞれの工事案件によって異なる工種というか、そういうものがあつたと聞いております。

○会長 いいのですけれども、米山電気はそれでほかの契約はとったのですかね。

○事務局 ただいま調べいたしましたして、29 年度につきましては、6 月 14 日の開札によります、杉並第三小学校屋内運動場照明設備改修工事というものが、こちらは予定価格が 631 万 1,200 円のものでして、こちらを 98.9%で落札をしております。

○委員 工事によって違う、利益率というか、そういう意味では積算しているわけなので、それほど案件によって非常に安いというか、そういうのはないのですよね。積算は一応同じような理屈でやっているわけですね。工事の内容は違ったとしても。

○経理課長 そうですね。積算の考え方については、同じ考え方でやっています。

○委員 そういう意味で、2 者というのは若干わからない点があるということですね。ほかは結構あるのにここだけ 2 者という。

○会長 これは区の積算基準に従っているのですか。時々、杉並区の場合は見積もりのやつも結構今まで経験上あつたので。

○事務局 これにつきましては、蓄電池の製品の部分が大きいですので、その分に関しましては、見積もりを採用しているわけです。

○会長 ですね。だから、その問題は見積もりをどこからとっているのかということですね。いつも聞くのですけれども。それは佐久電工と米山電機工業からとっておられるのですか。

○電気設備係長 いや、見積もりは製造メーカーからとっています。

○会長 蓄電池の製造メーカーからおとりになっている。

でも、そちらがそうであれば、工事とそれと分けてやってもいいような気がしますけれども、それはそちらの見積もりをとって、あとは、工事費部分は積算でやった。で、トータルを合わせたということですか。見積もりのやつはそのとおりですか、100%。そうはいっても、市場価格と大分違うようですけども。

○電気設備係長 こちらの市場価格を鑑みて、率をかけて。

○会長 いや、だから、どれぐらいの率をおかけになったのですか。

○電気設備係長 これはコンマ7掛けぐらいです。

○会長 それはどうやって調査されたのですか。

○電気設備係長 平均を出して、それで、今までの実績がありましたので、それを入れていきます。

○会長 実績といっても、蓄電池もどんどん変わってくるのではないですかね。実勢率とかというやつを多分されたのだと思いますけれども。

ただ、いずれにしても、これはどうしても事前公表されているわけですから、ストライクをとろうと思えばとれるわけですよ。ほかのライバルがそれより下にしない限りは。だから、話を信用すれば、談合がなかったということなのですけども、起こりうる可能性があるので、そこをどうやって客観的にブロックしているということを対外的に言えるかということの工夫をどう見せるかということだと思うのですよね。別にこれがだめだということではないのです。だから、そういう可能性を排除する知恵としてもなるべくだから、そういう事態もありうると、もう1者ぐらいに声をかけてなるべく努力をすとかいうことはないことはないと思うのです。おっしゃるように競争入札の場合、1者ではだめだということはないです。ただ、ほかの入札参加者が5者とか8者、6者とか8者で、これが2者というのは、やや理解に苦しみますけれども。

○委員 さっき1件だけというふうになっていましたよね。

○経理課長 はい。

○委員 この案件だけですか。ほかにもあるのですか。

○経理課長 案件によっては、申し込み制限をかけている工事はあります。同日に入札公告を行うもので、同種の工事などについては、同様の措置を講じているところです。

○委員 その措置を講じた目的は何ですか。バラバラにしてもよかったもの。

○経理課長 やはり区内業者へ優先発注しているところでございますので、特定の業者が全部独り占めということではなくて、入札機会の均等ということで、申し込み制限をかける場合もあるということでございます。

○委員 今回はそうだったということですか。

○経理課長 今回についてはそういうことでございます。

○会長 ほか、なかなか合理的な説明が難しいのですけれども、よろしいですか。疑問点は残りますけれども。

では次の 3 番目の工事の案件をお願いします。

○経理課長 続きまして、工事審議案件の指名競争になりますが、3 件目でございます。

「済美小学校特別支援教室内装改修工事」でございます。

この工事につきましては、入札参加が 7 者ということで、これも全者区内業者ということでございまして、辞退が 5 者、1 者が無効ということになっている入札の状況でございます。資料 11 で入札見積経過調書もつけてございますので、ご参考にごらんください。

税抜予定価格が 451 万 3,000 円、こちら事前公表ということをさせていただいておりました、落札価格は 450 万円、落札率は 99.7%でございました。辞退された業者の辞退の理由でございますけれども、金額面で合わなかったということ、また人手が確保できなかったということでの辞退理由があったと承知しています。

また無効になった事業者に関しましては、予定価格を超えた金額での応札があったということで、無効という形での処理になってございます。

この工事でございますけれども、区立の済美小学校の特別支援教室内にあります浴室、脱衣室、洗面室を教室に改修する工事でございます。この工事なのですが、1 回目、実はこの 6 月 15 日の開札のもので、今日、資料をおつくりしておりますけれども、1 回目の入札につきまして、6 月 6 日に開札を行っておりますけれども、そのときには 7 者の指名を行ったものでございますけれども、その 1 回目のときに 6 者が辞退、1 者が不参加という状況だったために、指名業者を全て入れてかえて、再度入札に付したものでございまして、その結果がこの 6 月 15 日の入札の結果ということになっているものでございます。

説明は以上です。

○会長 ある意味で異常な状況なのですけれども、まずご質問をお願いします。

○委員 価格競争の価格というのは、積算してやられているわけですよね。だから、特別安く提示しているわけではないわけですよね。この価格について。

○営繕係長 東京都の積算標準と単価を使って積算をしています。

○委員 そうなると、辞退というのがすごく起こるといことが、特別安ければ、それは採算が合わないということになると思うのですけれども、積算どおりにやられていて辞退が多くて、最後に 1 者に決まったというのは、その状況がわからないのですけれども。

○会長 それより前に無効のこれは大体幾らで、予定価格を超えたということですが、それは超えても別に、超えたから無効というわけではないのではないですか。たまたまナンバーワンの松木建設が予定価格より下回ったからといって、別にそれは無効なのですか。超えたから無効というわけではなく、それはもうここでとにかく 2 回目、3 回目をやるだけではないですか。たまたま 1 者が。

○事務局 予定価格を事前公表しておりますので。

○会長 事前公表したの。事前公表していて、それより高い金額を入れてきた。本当ですか。

○事務局 ですので、当然無効となります。

○会長 それは考えられないのですけれども、しかも、指名ですから。

○事務局 それは何か間違いであった可能性もあります。

○会長 それはそういう場合は、処分はないのですか。

○事務局 これは、処分はございません。

○会長 ないの。

○事務局 無効ということ以外にはございません。

○会長 でも、それは入札業務に混乱を起こすだけですよね。もし、そういう業者が増えてくれば。

○事務局 当然、何回も繰り返せば、そういったことも検討せざるを得ないかとなりますが。

○会長 事前公表して、聞きたいのはどれぐらい多目の金額だったのですか。

○事務局 金額といたしましては、〇〇円で応札でした。

○会長 逆にものすごく近いのではないですか。

○委員 予定価格どおりではないですか。

○事務局 これは、〇〇円は税込みでございます。

○会長 ここは取る気だったのだ。まあそれはそうですけれども、いずれにしても、事前公表ね。でも、6月6日の入札は、それで全部入れかえられたというのは、この松木建設も入ってなかったのですか。

○経理課長 1回目につきましては、この7事業者以外の事業者に指名を行ったものです。

○会長 そうですね。それでも、1回目でみんな辞退したということだったのですか、7者とも。

○経理課長 そうですね。6者辞退で1者不参加だったということですので、応札がなかったということです。

○委員 先ほど、なぜそういうことになったのかという質問をさせていただいたのですけれども。価格を積算してやられているのに、辞退が全部起きる。

○事務局 辞退理由ということでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○事務局 1回目の辞退理由でよろしいでしょうか。まず、現場代理人を配置できない。人手がないということですね。あと、ほかに工事の予定がある。それから、積算の結果、金額を超えてしまったというのが辞退理由ということで上がってきました。

○委員 この友伸建設は、さっきの桃井小学校の共同企業体に入っているのですよね。

○経理課長 そうですね。入っていらっしゃる業者ですね。

○委員 そういうところでも金額を間違えるのですかね。

○経理課長 いや、間違えたのかどうかということは、こちらではにわかに判断はできないのですが、当然、先ほど担当からもありましたように、同じように無効の札を何度も繰り返し入れてくるようなことがこちらで把握できれば、当然事情についてお伺いするということはあり得るかと思うのですけれども、これに関しましては、どういう事情で無効の札が入ってきたのかというところについては、こちらでも特段つかんでいないというところですね。

○委員 これまでにもこれだけ辞退とか不参加とか、そういったものが続いた案件はあるのですか。

- 経理課長 要するに、1 回で決まらずにということですよ。
- 委員 2 回目も 6 者のうち 5 者辞退という案件というのは。
- 経理課長 不調一覧にもお示ししておりますけれども、再入札したところでも、辞退の札が非常に多かったという案件はほかにもあるのではないかなと思います。
- 委員 指名ですよ。
- 経理課長 はい。指名競争です。
- 会長 この指名の理由は何ですか。
- 事務局 まず、この場合ですと、建築工事で登録があること。あと、東京電子自治体共同運営を使っておりますので、その格付けを有することと。
- 会長 いやいや、指名競争入札にされた理由は。
- 経理課長 500 万円以下の案件については、指名競争入札ということをやらせていただいております。
- 会長 微妙なところだな。
- 委員 業者数というのは、どういうふうに決めているのですか。今回 7 者でやっていますが、この不調案件を見ますと、必ずしも 7 者ではなくて、6 者の場合もあれば、3 とか 4 とか 5 とかの場合もあるみたいですが。
- 経理課長 入札実施要綱において、250 万未満の場合には指名業者の数を 3 から 6 者ということで、決めています。250 万円以上 500 万円未満、この案件がそうですが、その場合に 4 者から 8 者ということになっておりますので、この範囲の中で 7 者ということにしたものです。
- 委員 最大 8 者ですか。
- 経理課長 そうですね。最大 8 者ということで、要綱上、規定をしております。
- 委員 その登録がある中で、4 者から 8 者選択する際の仕方というのはどのような形なのでしょう。
- 経理課長 その点につきましては、指名ですとか、あるいは受注の状況について、当然こちらで把握もしておりますので、そういう状況ですとか、あるいは発注工事に対しまして、官公庁の工事实績のあるような区内業者ということで、指名の業者を契約担当で選んでいるというところがございます。



○委員 実績があるということと、もう 1 つその状況というのは、どういう状況なのか。

○経理課長 ですので、これは入札の機会の均等を確保するという観点も非常に重要でございますので、特定の業者に指名が集中するということのないように、また、あるいは地域的なところも、区内にも業者の事務所のある地域、それぞれでございますので、そういったことで受注機会の均等の確保を図るという観点で、指名の業者を選定しているということです。

○委員 というと、その前、ほかのところでは指名しているところはここではしないとか、そういう意味合いでよろしいでしょうか。均等に。

○経理課長 そうですね。ざっくり言うと、そういう形。

○会長 だから、通常はそんなに辞退はないはずなのですがけれども、辞退したほうが楽ですから、積算しなくていいですから、余計な負担がないですから、それはわからんわけではないのですが、結果としてこうなっていることですね。

○委員 大体落札をしてから工事が始まるまではどれぐらいの期間があるのですか。

○委員 契約というか、実際に着工するのは、だから、人手を集めて何とかをするというそこまでの期間。

○会長 これは工期がどうなっているかですね。

○営繕係長 契約の手続が済みましてから、準備して 2 週間から 3 週間ぐらいで現場に入っていることが多いです。

○委員 そうすると、その間にちゃんと準備ができなければ、先ほど人手不足というところが多いとおっしゃっていましたがけれども、その間にちゃんと準備ができる場所でないと、ここに応じられない、応札できないということはあるようなのでしょうか。

○経理課長 そうですね。これは小学校、あるいは中学校といったところでの改修工事につきましては、夏休み期間中でないとなかなかできない工事だという、季節的な、いわゆる夏工事という形での発注になりますので、そういうところからしますと、やはり業者でも、夏休み工事について、やはり人手の確保がなかなか難しいという事情はあるのかなと推察はいたしますけれども、小学校、中学校の工事については、そういう特性はあるのかなと感じているところです。

○会長 よろしいですか。では、最後の工事の、4 件目ですか。

○経理課長 では、工事案件の最後ですが「成田児童館給水管改修工事」でございます。業種は給排水衛生工事ということになっております。

これにつきましては、指名競争入札でございまして、指名業者は 6 者ということです。区内業者 6 者で、応札事業者が 1 者、辞退された事業者が 5 者ということになってございます。

辞退の理由につきましては、人手が確保できないということでの辞退の理由だったと確認してございます。

税抜き予定価格、こちらも事前公表している金額ですが、199 万 1,000 円、落札価格は 199 万円ということで、落札率は 99.9%という応札の内容でございました。

工事の内容につきましては、区立の成田児童館の給水管から漏水があったということで、給水管を全て改修する工事ということで発注をしたものでございます。

簡単ではございますが、説明については以上です。

○会長 これは急ぐ工事だったのですか。水が漏れたとすると、工期、12 月 20 日、1 カ月ぐらいということですか。

○事務局 工期は 12 月 20 日までということになっております。

○会長 20 日までだね。1 カ月ぐらいということのようですが、いかがですか。

○委員 指名の場合、辞退というのを事前に、辞退する場合に確認はできないのですか。

○経理課長 確認というのは、区が辞退を事前に確認できるかという事でしょうか。

○委員 入札に参加する、しないという意味での、しないというのが事前にわかるのだったら、ほかの業者へ入札前にかえるということはできると思うのですけれども、そうではないわけですね。

○事務局 辞退につきましては、辞退が入ったということだけは、担当で把握することは可能です。

○委員 事前にですか。

○事務局 はい。

○会長 事前に可能なの。

○事務局 はい。辞退が入ったということだけは。

- 会長 辞退という札を入れるのではないの。
- 事務局 理由等はわかりません。
- 会長 いや、いろいろ説明はあるのだけれども、辞退という札を、それを入れるのではないの、その時点で。事前にわかるの、辞退が。
- 事務局 辞退されていることだけはわかります。
- 会長 事前にわかりますか。
- 事務局 ただ、辞退の理由はわかりません。札を開くことができませんので。
- 会長 そうすると、万が一疑って今嫌な話をしますけれども、そのことを知った人が、その業者ともし結託をすれば、当該契約した業者は、自分が 1 者であるということ認識し得るわけね。
- 事務局 ですから、それは私ども契約担当のみで、情報管理を行っております。
- 会長 いやいや、今仮定の話で、別にそうだと言っているわけではなくて、そういうことは可能なわけですね。もし、悪いことをやろうと思えば。
- 事務局 万が一そういうことが起きる可能性はゼロではありません。
- 会長 ということですよ。だから、それはさっきも言ったように、そういう場合の何らかのファイヤウォールのような仕組みというのは、何かないものなのですか。あるいは逆に言うと、今おっしゃったように、そのときもう 1 者に頼んでいても、要するに入札期間を延長してでも落札、競争性を確保するとかということですよ。もし、事前にわかって 1 者になりそうだというのであれば。
- 事務局 辞退をされた場合ですと、もう札は入れることができませんので。
- 会長 だから、もう 1 回やり直すとかが、競争性がなくなるので、それはもうやむを得ないという割り切り方ですよ。それが。
- 事務局 やむを得なければ、その時点で打ち切りをすることも可能ですが、現状では開札日を待ちまして、札を全て確認してから対応を行っております。
- 会長 そうすると、それは合法だから、契約せざるを得ないですよ。
- 委員 例えば、一般の会社ですと、業者が入札するかどうか、事前に確認して、しないというのならほかのところも探して複数にするということもやると思うので、それは区でもできそうな仕組みではないのですか。例えば、入札の 2 週間前までに辞退するなら言っ

てくれと。そこで数がそろわないのだったら、ほかのところに頼むとか、そういうことはできない。

○事務局 全者辞退という場合でしょうか。

○委員 全者ではなくても数が少ないという場合を含めて。

○事務局 私どもといたしましては、たとえ 1 者であっても、見えない相手と競争しているということで、競争は成り立っているという前提で考えてございますので、そういったことは現在は行っておりません。

○委員 そこは前提の話ですよ。

○会長 これは金額が少額だから影響はないかもしれないけれども、大きな金額の場合だったら、そういう工夫の検討の余地はないことはないという気はします。これはちょっと

○委員の法律的なご意見をお聞きしたいものですが。

○委員 多分、おっしゃっているのは、そもそも指名をする前に参加するかどうか。

○委員 指名したけれども、辞退すると。事前に多分辞退するかは確認しているわけですよ、今の話ですと。なので、それで数が少ないのだったら、ほかのところにも話を持って行って入札してもらおうというのが、競争性という意味では、確保できるのではないかとということですね。

○事務局 指名通知を送りまして、ただちに全者が辞退であるとか、そういうことであれば、時間的にも可能な場合もあるかと存じますが、一般的にはなかなか辞退札はそんなに早く入りませんので、追加で指名をされますと、積算期間が極端に短い対応をせざるを得ないということですので、競争性において公平と言いがたい部分が出てまいりますので、なかなか対応は難しいと考えております。

○会長 だから、結構こういう案件が幾つか出てきたので、たまたま 29 年度はかもしませんが、どうぞ。

○委員 今ちょっとこの全体の資料を見ていたのですが、2 者目の古川工業はもう 4 月に受注しているのですね。その後もあって、あとは北栄水建ですか。ここも 7 月と 9 月かな。これは今 11 月ですが、その前に 2 案件受注しているのですね。そういうところが人手が足りないというのは当たり前だと思うのですよ。もう大体何となくはわかって、ある程度把握ができるのではないかと思うのですが、それをあえてこれは指

名でしたよね。指名をしなくても、もしかしたらいいのかなと。あえて。

○会長 逆に、要は受注機会の公平ということだから、既に受注しているところは除いてもいいのではないかというご意見ですね。

○委員 そうですね。4、5、6 はちょっと見つけられなかったからわからないのですけれども、2 者目、3 者目に関しては、もう別案件も受注しています。

○会長 別の業者がよかったのではないかなと。

○委員 あってもよかったのではないかなと思うのですけれども、その辺はそういう形で、もうこれまでも受注はしているところに関しては外そうとかはしないで、この 6 者を指名した根拠にはそういったものは入らないということですか。

○事務局 ですから、あまり大きな案件をとっていますと外す場合も当然ございますが、この金額程度の案件ですと、技術者の兼任も可能ですし、専任配置でもございません。また、先ほど申し上げたように、契約から着工まで 1 週間、2 週間程度余裕がございますので、そういった点を考えますと、ただ受注していたからといって、作業が必ず重なるかという、そういう場合でもございませんので、私どもはある程度数を、受注状況を見て指名をしているという状況でございます。

○委員 平等性という意味ではどの程度データを見てやられているのですか。この業者はもう頼んだから外すとか、その辺のデータベースというのですか。

○事務局 一応、全者一覧表をつくっております、案件ごとに指名した業者を確認しております。基本としては、今まで受注、指名した数が少ないところですか、続けて指名しないですか、あとは地域性を考えて業者を選定しております。

○委員 その辺は逆に言うと、データベース化してすぐ見えるという感じですね。この業者はいつとかいう、その一覧表みたいになっているということですね。

○事務局 はい。

○委員 金額的なものは、小さいのだったら幾つもできるだとか、そういう感覚はあるとしても、金額的な基準としては特に設けていないということですか。小さいのだったら幾つもできるとか、そういう意味での、その辺の数値基準というのですか。そういうものはあるのか、ないのか、ガイドライン的なものは何かあるのでしょうか。

○事務局 指名競争入札の範囲ですと、技術者は全て兼任配置が可能ですので、ある程度

重なっても受注が可能だということで、それほど配慮はしておりません。

○委員 先ほど公平性がとおっしゃっていたかと思うのですが、先ほど説明いただいた 27 ページで言うと、今回は 07 番建築工事に入るわけですか。

○経理課長 09 の給排水衛生工事ですね。ですから、区内に 40 事業者。

○委員 40 事業者ですね。そして、その中でもう既に受注をしているところはわかるという仕組みをつくっていて、しかし、そこを重ねて業者様は 40 ある中で重ねて指定をするということについては、1 つはそのことについて認識があるのかどうか、先ほどの重ねてできるからということをおっしゃっていましたが、そうすると、ちょっと公平性というところと、少し話が違ってくるかなとも思うのですが、40 の中でこの 6 者を今回は指名しようといったときに、どんなプロセスをとっているのでしょうか。

○事務局 40 の指名業者があるのですけれども、この中でも例えば区の実績がないとか、そういう業者もありますので、そういう方は除いております、過去の区で実績がありますとか、あと電気工事を専門とする業者も入っていたりしますので、そういうところは除いたりして給排水の得意な業者に指名をするということにしております。

○会長 ややあまり納得しづらい回答ですけれども、わからないわけではないのですけれども。この場合はさっきの基準からいうと、何者から何者までだったのですか。指名の数は。

○経理課長 ですから、250 万円未満ですので、3 者から 6 者ということでの要綱上の規定です。

○会長 なるほど。わかりました。

○委員 40 者の中で、今実績がないとかいうのは除くということなので、逆に何者除いているのですか、40 者の。

○事務局 10 者程度ですね。

○委員 30 者の中で選んでいるのですか。

○事務局 大体それぐらいです。

○会長 なかなか我々としても申し上げにくいのですけれども、この工事のやつはたまたまかもしれませんが、かなり結果として 1 者入札になっている案件が幾つか複数件あったので、これがどんどん増えてくるようだと、先ほど委員のおっしゃったようなことも検討

する価値はあるかもしれないので、これは推移を見ないと何とも言えないのですけれども、そういうことですよ。とりあえずは工事のやつはこれで終わりにして、あと 4 件ありますので、委託のやつを。

○経理課長 それでは、資料を少し差しかえしていただきまして、資料 12 と資料 13 が委託及び物品の資料になりますので、そちらを見ながらということをお願いをいたします。

○会長 これは赤が多いやつね。赤が出てくるわけね。

○経理課長 そうですね。委託のご審議に入っていただく前に、2 点ほど冒頭ご説明申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、委託物品の案件につきましては、昨年度、当委員会におきまして、個々の仕様書を当日見られるようにというお話もございましたので、仕様書をクリップどめのものでご準備をさせていただいておりますので、短時間で大変恐縮なのですけれども、それもあわせてご確認いただければと思います。

それから 2 番目ですが、下見積もりの事業者の数につきましても、複数の事業者からの見積もりを徴収するよにということ、先ほども会長からもございましたが、この間、重ねてご指摘をいただいております。これにつきましては、昨年度のご指摘を受けまして、今年度からの取り扱いにつきましては、複数者からの下見積もりを徴収するよに徹底してもらいたいということ、全庁に通知をいたしております。また、契約事務の手引、マニュアルにつきましても改定をいたしまして、庁内の事務担当者への説明会を 3 回にわたって行い、下見積もりの事業者、複数業者からの見積もりの徴収ということについて徹底するよにということ、取り扱ってございます。

本日、これからご審議いただく案件につきましては、これは 29 年度の案件ということ、ございまして、マニュアル改定前の案件でございまして、場合によって下見積もり業者が 1 者のみという案件も含まれているということなのですけれども、あらかじめご承知おきいただければと存じます。

では、具体的に委託審議の案件のご説明をさせていただきます。

まず、資料 12 の 1 番、一般競争入札につきましてもでございます。契約件名は「下高井戸おおぞら公園維持管理業務委託（長期継続契約）」でございまして、道路・公園管理という業種での一般競争入札でございます。

入札の見積経過調書、それから発注公告文につきましては、資料 13-1 から 3 までに記載がございますので、そちらもあわせてごらんいただければと存じます。

この案件でございますけれども、委託の業種につきましては、予定価格につきましては、非公表という形になってございますので、そういう形での入札を行っているということをご理解いただければと存じます。

15 者の参加がございまして、全て区内事業者ということでございました。応札が 1 者、そして、辞退が 9 者、不参加が 4 者、無効 1 者ということでございまして、入札については 2 回にわたって行いましたけれども、予定価格としてこちらで設定をしておりました金額内には入らなかった、落札に至らなかったため、地方自治法施行令の定めに基づいて、最低価格を提示いたしました株式会社ジンダイ杉並支店と減価交渉を行いまして、最終的には随意契約を締結した案件でございます。

業務の内容につきましては、下高井戸おおぞら公園の管理事務所の運営、また公園内の設備の維持管理並びに清掃業務等を委託する業務ということでお願いをしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○会長 その前に、今まで説明してなかったのですけれども、これもかなり理解もあるのですけれども、大体仕様書の質問というのは今まで聞いてないのですけれども、これは何者ぐらいからあったのですか。全くなかったのですか。

○経理課長 仕様書に対する質問ということでしょうか。

○会長 はい。もともとやる気のないところだと質問もしないと思いますし、まじめに積算しようと思えば、かなり熱心に確認とか。

○経理課長 システム上の質問項目の有無については、今検索で調べますので、少々お待ちください。

○会長 それも結構重要な情報かなという気がするものですから、その間にほかの方どうぞ。

○事務局 質問はございません。

○経理課長 質問はなかったということですね。

○会長 ない。不思議ですよ。



○委員 これは長期継続契約で何年契約なのですか。

○会長 3 年。

○委員 3 年ですか、その前は幾らだったのですか。実際の契約は。

○経理課長 この下高井戸おおぞら公園につきましては、新設の公園でございますので、初めての案件ということです。

○委員 新設なのですね。それで、ほとんど 2,700 万円台で、全然大きなぶれはないですよ、金額に。これは新設なのでいろいろ金額が出てきてもよさそうなのですけども、何でこれはほとんどぶれがないのか。それはほかの相場があって、相場があれば、何か。

○会長 これは予定価格は教えられないにしても、どうやって予定価格を算出されたかということを確認させていただきますか。

○経理課長 この予定価格については、業者による見積もりでございまして、今回参加されている事業者様の中から、結果的には中からということになったのですが、参加事業者にもなった 2 者から徴収いたしまして、そのうち、より安価であった見積もり額を採用して、この金額を設定しているということでございます。

○会長 それはどこなのですか。2 者というのは。

○経理課長 それは見積経過調書の 12 番の東京企業株式会社になります。

○会長 あともう 1 つは。

○経理課長 もう 1 つは、2 番の協和産業株式会社でございます。

○会長 とったところが最初から辞退しているのは、どうも不可解ですよ。そんなことがあるのですか。それは自由ですが。

○委員 この辞退理由は何なのですか。東京企業。

○経理課長 東京企業の辞退理由については、特段、システム上申し出がなかったというところでございます。

○会長 見積書は要するに一銭もお金を払わないわけですよ。だから、出血サービスになるわけなので、普通は入札に参加すると思うのですけれども。

○委員 そうですよ。非公表なので、見積もりを出したらその金額で普通入札しますよね。

○会長 これ、1 回目はでも辞退したとしても、僕が気になるのは、2 回目は声はかけら

れたのですか。もう辞退しているから、声もかけなかったということですね、これだと。

○事務局 電子入札のシステムといたしまして、1 回目で辞退した会社につきましては、2 回目の札は入れられないことになっています。

○会長 そうですか。でも、圧倒的に、そうすると 2 番が価格面、積算については有意な立場にあるのだけれども、だめだったということですよ。だから、それはということですよけれども。これも全部区内業者ですか。

○経理課長 はい。全部区内業者でございます。

○委員 これ、実績として、ジンダイと協和産業とほかにどんな契約があるのでしょうか。

○会長 今回、たまたまこういうのを選んだということもあるけれども、工事も含めてやや不可解なのが多いのですよね。

○事務局 ジンダイのほかの契約実績ですけれども、杉並区立の保育園の保育士の人材派遣についての契約、あと公園関係ですね。公園等の清掃業務、あわせて、公園管理事務所の防災設備保守点検委託、これが 4 案件ございます。

○委員 4 案件あるのですね。

○事務局 協和産業はかなりありまして、大体建物清掃関係の業務の委託ということで、数で言いますと、17～18 件は別件の業務を請け負っております。

○委員 区全体で、逆に公園の維持管理の契約は何件あるのですか。

○管理係長 指定管理が 1 者ございまして、本件を含めて維持管理の契約は 2 件です。内訳は桃井原っぱ公園というのと、この下高井戸おおぞら公園が委託です。

○委員 委託は区ではそれだけしか発注していないのですか、。

○管理係長 今でもそうです。

○委員 さっき 17～18 件とか 4 案件というのは、公園以外も含めた、何でしたっけ。

○事務局 区立施設がいろいろありまして、そちらの施設の清掃等々も含めてやっておりますので、公園に限ってということではなく、協和産業は 17～18 件の案件を受注しています。

○委員 なるほど。公園だと 2 件しかないということでしたっけ、今のは。

○管理係長 ごめんなさい。あと井草森ですね。

○委員 3 件ですか。

- 管理係長 はい。
- 委員 ちょっと前のところの質問と変わらないと思うのですが、受注件数が 17～18 件とか、4 案件とか、さっきの平等性という意味で、その辺どうなのですか。
- 経理課長 この件は一般競争入札なので、区で指名しているということではなくて、手を挙げていただいたという案件です。
- 委員 なるほど。ということなので、全然関係ないということですね。指名ではないから。
- 経理課長 はい。
- 会長 それで、辞退の理由は何だったのですか、もう一度、2 回目の辞退は。
- 経理課長 2 回目の辞退理由。
- 会長 はい。それと、この 2 回目の辞退というのも、事前にわかっていたということですね。
- 経理課長 2 回目は減価交渉でした。
- 会長 減価交渉ですか。
- 委員 辞退というわけではないのですかね。
- 経理課長 辞退ではない、減価交渉でした。
- 会長 いや、2 回でもだめだったから、最終的に随意契約に移ったということでしょう。
- 委員 交渉しないということ。
- 会長 1 者は辞退ではないではないですか。
- 経理課長 2 回目の入札に付したときに、1 者を除き辞退しています。
- 会長 既に辞退したのでしょうか。
- 委員 これ以下は嫌ですよって言ったということですね。1 回目に入札した以下にはなりませんよと言われたということですね。
- 経理課長 そうですね。ですから、2 番から 10 番までの業者については、そういうことで、札を入れてこなかった。
- 委員 交渉の場に来たのが一番最初のところだけだったということ。
- 経理課長 そうです。結果的にはそういう形になります。
- 会長 そうですか。そのようですが、よろしいですか。価格は言えないですけれ

ども、これぐらいの金額なら別にといい気もしますけれども。それは相場観の問題かもしれないが。よろしいですか。

では、次行きましょう。

○経理課長 続いて、委託審議案件の指名競争入札のものでございます。資料 12 の 2 番でございます、「西田小学校外 12 施設電気設備保安保守点検業務委託」でございます。業種は電気暖冷房等設備保守という業種になってございまして、こちら指名競争でございます。業者数は 12 ということでございますが、区内の 1 業者、区外の 11 業者、あわせて 12 業者を指名しているところでございます。

この入札に関しましては、入札をいたしました結果、区で設定をしております予定価格を超過いたしましたところでしたので、2 回目の入札を行いましたけれども、1 回目で札を入れてきた業者が 2 回目については辞退をされて、競争性が確保できなくなったということがございましたために、入札参加事業者以外でこの業務に対応できる業者について検討したところ、実施できる事業者として資料 13 の入札見積経過調書、13-4 になりますが、その最後の備考の欄に書いてございます、荻窪電気管理有限責任事業組合が事業者として実施できそうだという情報がございましたので、これも自治法施行令の定めに基づきまして、この相手方と契約を締結したということでございまして、その契約金額につきましてはそこに記載のとおり、511 万 6,392 円（税込）ということで契約をしたということになってございます。

この業務につきましては、西田小学校ほか 12 施設の電気設備の保安保守点検業務と、それを委託するものでございます。実は本件の入札の前に、杉並区内の 60 施設の学校施設について、あわせて 1 本の案件として入札に付したところですが、不調となったために案件を 4 つに分割いたしまして、再入札を実施したということでございます。その中で、4 つに分割したうちの 1 つがこの案件でございまして、今申し上げたとおりの経過で、最終的に落札者を決定したということになってございます。

説明は以上です。

○会長 この契約の相手方はどうやって選ばれたのですか。ここができそうだということは。この事業組合というのは、結局個人の人の集合体ですよ、多分。組合員が多分個人事業者の集まりですよ。

○経理課長　そうです。この事業者につきましては、いわゆる電子入札の登録のない事業者だったということでございまして、入札については参加することができなかったということで聞いてございます。

○会長　随意契約としては、別に電子入札に参加資格がなくてもいいわけですね。

○経理課長　そうです。

○会長　でも、逆に言うと、そういう一般競争とか、指名競争に参加ができないというのは、自分でしょうがないと言っているのだからいいって言えばいいのだけれども、地元業者の育成とかということであれば、むしろそういうサポートをしてあげるとか、何で電子入札に参加できないのかということを考えてもいいような気もしますけれども、同時に。そこら辺はどういうふうに行行政としてはお考えなのですか。

○事務局　当然、入札に参加できるような力量を持っている、またはそういう対応が可能であれば、私どもとしてはご案内をさしあげまして、ぜひ参加していただきたいということなのでございますけれども、荻窪電気管理有限責任事業組合につきましては、この保安保守点検という性格から、なかなか入札で新たなものを確保していくというよりは、この組合にとってみれば、一定の施設の範囲で対応していくということが、方向性だったようでして、組合としては入札に参加をしないようなことを以前伺ったことがあります。

○会長　よくわからないのですけれども、今の説明。そしたら、そこに無理矢理頼んだということは、一応合意はされたみたいだけれども、何かお願いしたような感じになって、一種の貸しをつくったような感じでよくないような気もするのでございますけれども。これはちょっと感情的な話が入っているのですけれども。

逆に言うと、予定価格内におさめるために、ご無理を申し上げたという感じになるような気もしないわけではないので、むしろ、この場合、まず予定価格と1回目の札との差額の要因の調査をされるべきではなかったのではないですか。恐れているのは、僕はこれが非常に低入札になっていないだろうかという逆の心配ですね。

○事務局　NTTファシリティーズ中央という、11番の会社から見積もりを、今回の場合は1者でとりまして。

○会長　NTTでやると高くなりますよね、当然。

○事務局　その妥当な範囲ということで随意契約を持ちかけたところ、随意契約が締結で

きたということで。

○会長 それはそうでしょう。

○委員 これは何で N T T が不参加なのですか。

○経理課長 N T T の不参加理由については、技術者の数が足りないということで不参加になったということで把握しています。

○委員 参考見積もりを頼まれて、一応見積もりは出したけれどもということですか。

○経理課長 はい。

○会長 お付き合いでやったということでしょうね。やや不透明ですね、これは。別にだめだということよりは全くないですけども。

それで 12 者になったというのは、これはちょうど先ほどの範囲になるのですか。この予定価格の、金額は言えないにしても、これぐらいの金額だと 12 者ぐらいまでは可能なのですね。指名の範囲、会社数は、何か多いような気もしますけれども。

○経理課長 これにつきましては、12 者というのはかなり多い指名ということになっているかと思います。先ほど申しあげましたけれども、区内業者が 1 者でございまして、10 番の株式会社が区内業者でございまして、それ以外は区外の事業者ということで、他区の状態などなどを踏まえて、履行能力がある業者ではないかということで、指名をかけたというところがございます。

○会長 我々が心配するのは、この価格が正当な価格であるのだろうかということの確認をしたかったというだけですよね。承知しました。

ほかはご意見ないですか。よろしいですか。

とりあえず、次に案件に進みましょう。

○経理課長 では、委託の審議案件の最後ですが、見積もり競争による入札でございます。契約件名は「杉並区立なのはな生活園給食調理業務委託（単価契約）」でございまして、病院給食・学校給食という業種につきましても見積もり競争でございます。

業者数については、区外の業者 12 者を指名してございまして、見積もり競争の結果、7 者が応札いたしまして、5 者が辞退ということで、株式会社東京天竜が第 1 回目の入札で落札し、契約を締結したところでございます。

業務内容につきましては、重度の身体障害者の通所施設であります、なのはな生活園へ

の通所者に対する給食調理の業務ということで発注をかけたという業務になります。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○会長 この見積もり競争というのは、どういう概念なのですか。

○経理課長 通常、入札という形で、指名競争入札、ないし、一般競争入札というところ  
でございますけれども、これはいわゆる指名競争ですとか、一般競争入札に付することが  
できないそういうタイプの入札案件につきまして、見積もり競争という形でやるものでご  
ざいます。

具体的に言うと、複数、単価ごとに予定される数量が異なるような、そういう単価設定  
が複数ございまして、その複数の内容があるものですから、総額での競争入札を契約する  
ということができないために、こういう形で見積もり競争という形をとっているものでご  
ざいます。

○会長 かなり特殊な方の食事だからとは思うのですけれども。これはまず、見積もり、  
しかし、この声をかけたのはどうやって選定されたのですか。12 人に声をかけるという  
のは。これも毎年のことですよ。これ、複数年ではないですよ。だから、昨年もこう  
いう方式だったのですか。

○経理課長 この契約につきましては、実は 3 年に 1 回見積もり競争をする形になってお  
りまして、一度、落札いたしますと、その次の年と、さらに翌々年、3 カ年については、  
随意契約という形をとっている業務です。継続性が大事な業務になりますので、その辺り  
の配慮している。3 年たちましたので、改めて見積もり競争をしたということで聞いてお  
ります。

○会長 そうすると、それまではどこだったのですか。

○経理課長 その前も業者としてはこの業者がやっておられるということです。

○会長 そうですか。そうすると、この 12 者に声をかけたというのは、3 年前の見積も  
り競争の 12 者だったのですか。どれぐらいの範囲に声をかけるかというのは。これは特  
に区内業者ではなくていいわけですよ。むしろ特殊な内容だから。

○経理課長 そうですね。区内で対応ができる業者がないために、区外業者に声をかけて  
いるということです。

○会長 ですよ。

○経理課長 いわゆる障害者施設への給食の提供ということになりますと、やはりどこの業者でもできるということではございませんので、特別区内など、複数の発注者の情報を見て、複数の業者に声をかけているということだと思われま。

○会長 だから、調理の施設はもう備えつけがあって、人材、人と食料の調達をやるということですか。

○経理課長 通常の給食の調理業務に加えまして、今おっしゃられた食材の購入、それから、この施設の場合には、調理をしたものにとろみをつけるという特殊な業務がございますので、そういった業務も含めてお願いをしているということなんです。

○会長 かなり神経を使う仕事ですよ。なかなかこれ難しいと思うのですけれども、価格の単価調整というのは、どうやってされるのか、これはどういうふうにしたのですか。金額は言えないにしても。

○経理課長 この予定価格に関しましては、落札した業者ということに結果になりましたが、株式会社東京天竜の 1 者から業者見積もりをとっているということがございます。

○会長 それと同額ということですか。

○経理課長 そうですね。

○会長 なかなかこれは難しい話だと思いますけれども。

ほか、皆さんご質問。

○委員 見積もりは特殊なのですけれども、条件をつけないと金額は出てこないわけですよ。なので、それを公表しにくいからそういう随意契約にしているのか、一応金額が算定できるということは、そういう意味では、こういう条件が全部文書化されて、それで見積もっているのですよね。

○事務局 一応見積もりする段階で、見積書はこういうふうにつくってくださいねということで、内訳をこちらから提示しております。一応、今回の案件で言いますと、調理用具として 12 カ月で幾ら、先ほど出ました増粘剤が 12 個、あわせてあと食材が年間で約 1 万 3,399 食という単価で予定数量としてやるとすると、単価では幾らですかという形での競争をさせていただいております。

○委員 普通の競争入札みたいにはできないですか。今言った条件を開示してやることはできない。



○事務局 それで、今申し上げたとおり、予定数量ということで、食材の提供となりますと、通われている方的人数がまた年間で言いますと、来たり来なかつたりとか、そういったこともございますので、その分の数量が確実に変わる可能性もあるということで、総額でやることができないので、予定数量の単価ということで、今回やっています。

○委員 この金額も変わるということですね。

○事務局 単価はこれで固めるのですけれども、数量が変わっていくと。

○委員 変わるの、これが金額ですから、今出されている、これが変わるということですよ。

○事務局 単価自体では変わらないのですけれども、数量が変化するのは。

○委員 単価イコールこの金額ということですか。

○事務局 各単価に予定数量を掛けたのが入札金額です。

○事務局 入札価格はこれで変わるということです。入札価格はこれで落札をいたしますが、総額の契約で支払う金額がこれとは異なります。

○委員 変わるということですよ。そういうものだと、随意契約にせざるを得ないということですか。

○委員 要するに、単価契約に関しては、なぜ入札ができないのかということなのですよ、疑問は。

○委員 そうです。

○事務局 単価の合計で、単純に単価の合計のみで入札をする場合もございますけれども、今回の場合は数量の変化が想定されますので、そうしますと、そのままその総額で落札してしまいますと、契約金額を変更せざるを得ないこととなりますので、このようになります。

○委員 単価で契約しても、金額が変わっても、契約上そういう形でやるということではできるわけですよ。

○事務局 入札金額に単価で入札をすれば、それは可能になります。ただ、単価で入札はできませんので、入札価格、落札価格イコール契約金額となりませんので、こういう形とならざるを得ない。

○会長 それはわかるのですけれども、よろしいですか。これは微妙な話ですけれども。

最後の案件ですね。ソフトウェアの購入。

○経理課長 それでは本日ご審議いただく最後の案件でございます。物品の審議案件でございます。この「ソフトウェアの購入」という契約件名でございます。これにつきましては、資料 13-8 に入札見積経過調書をつけてございますけれども、そちらもあわせてご参照ください。

これにつきましても予定価格は非公表でございますが、方式としては一般競争入札に付したものでございまして、業者数は 4、区内事業者が 1、区外事業者が 3、応札いただいた事業者が 2 で、辞退の事業者が 2 つということでございます。落札価格についてはそこにございますように、2,273 万 1,240 円ということでございます。

このソフトウェアの購入につきましては、見積経過調書とあわせて発注公告文も資料 13-7、8 でお示しをしておりますけれども、区内小中学校 64 校ほか、3 所にて使用するソフトウェアのライセンスを購入いたしまして、導入作業を含めて実施をお願いするという内容の発注でございます。

本件のソフトウェアライセンスは、小中学校での利用を前提とした特殊なタイプのものございまして、学習環境において問題が生じることなく、活用できるような工夫がされて、教員数と生徒数に応じたライセンス数を毎年購入しているという案件になってございます。

金額等についてはそこに記載のとおりでございます。説明としては以上になります。

○会長 ただ、こういったパッケージソフトウェアの場合、予定価格は、金額は言えないにしても、どうやって算定されたのですか。

○経理課長 これについては、下見積もりを業者から 2 者とってございまして、その下見積もりによって予定価格を設定しております。

○会長 でも、かなりこれはディスカウントを本当はするものなので、どうやって、どれぐらいだったのですか。いわゆるオープン価格ですよね、もともとこれは。どれぐらい実勢価格として計算されたのですか。

○事務局 これは見積もりですね。あくまで見積もりです。特殊なライセンスですので、実勢価格というのはない、あるのでしょうか、定価というのは。

○会長 特殊なものであれば、余計交渉を、ネゴシエーションで決まってくるのではない

のですか。特殊なものであるほど。

○事務局 特殊なライセンスですと、一般の販売価格というものは把握できるものではないようでございます。

○会長 いやいや、そんなことはないと思いますけれども。大学でもやっていますけれども、あつてないような値段ではないですかね。そうしたら語弊がありますけれども。この2者は1番と2番目ですか。

○経理課長 下見積業者につきましては、1者目が株式会社ライオン事務器、落札業者として、もう1者は富士電機ITソリューション株式会社ということでございまして、応札のなかった業者です。

○会長 そうですか。どうぞ。

○委員 これは毎年ライセンス料を払うわけですよね。

○経理課長 そうですね。そういう内容でございます。

○委員 そうすると、これ、毎年これはどうされるのですか。来年というか、また入札をかけるのですか。

○事務局 はい。そのようになります。

○委員 去年はどこだったのですか。

○事務局 ライオン事務器と同じでございます。

○委員 同じところですか。その前も。何年間かライオン事務器ですか。

○会長 そうでしょうね。

○経理課長 ただいま、過去の契約事業者について確認をいたします。

○委員 でも、金額的にも変わらない。中身はあれかもしれないですけども。

○会長 こういうのはまさしく複数年度がいいような気がしましたけれども。

○委員 と、思いますけれども、それはできないのですかね。

○会長 入札監視業務の権限かどうかわからないけれども、もともと2016もそのうち変わるだろうから、バージョンが。そうすると、更新込みのパッケージか何かの附帯につけていたら、まあいいですけども。

工夫の余地はありそうですけれども、入札自身は任意になると思いますけれども。よろしいですかね。

全体としてやはり気になって、別にだめだというほどの確証は我々は持っていないのですけれども、途中の辞退とか不参加で、結果として 1 者入札になるということは、本来の競争入札とか、指名競争入札の意味が限りなく結果としてなくなるおそれがあるので、これのあまり数が増えたり、かなり継続的なものになれば、これは一工夫が必要ではないかという気は、ほかの委員も多分されたと思うのですよね。ただ、今回のやつで、一応それぞれご説明をお伺いすると、それなりの合理性はないとは言えないということにはなるかと思いますが、そこら辺を注意して今後やっていただければいいのかなというのが私の個人としての意見ですけれども、ほか、付け加えることがあれば、委員の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。そういうことですよ。

特に一番気になったのは、何とか組合にされたやつが、やはりその逆の場合もあり得るので、不当にまた適正価格に近づける、予定価格に近づけるために無理なお願いをされてはいないだろうという返事はいただいたのですが、あまり逆に公契約の条例化ということもあるものですから、適正な価格の契約に努めていただきたいと思います。

とりあえず、入札監視業務としての審議はこれで終わりにしたいと思います。あとは事務局からその他について。

○行政管理担当課長 私から事務連絡をする前に、ここで総務部長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

○会長 そうですね。よろしくお願いします。

○総務部長 長時間にわたりまして、入札監視委員会、どうもありがとうございました、ご出席いただきまして。活発なご審議をいただきまして。

先ほど、会長から少し今回のケースについて違和感があるようなケースが多いというご指摘をいただきまして、いろいろ皆様からのご指摘は真摯に受けとめてまいりたいと思います。

1 つだけ昨今の傾向で申し上げますと、全国的な傾向として入札不調というのは増加をしている。好景気を反映して、これは私ども事業者の説明会等でそういう声を聞くのですけれども、従来 2 月に国交省から公共工事の設計労務単価が示されるのですけれども、最近の賃金の跳ね上がりが追いつかない。1 年の間にバツと高騰するという状況があるのと、資材費も高騰していく。ですから、労働集約的な産業で人手が集まらないといった、委託

業務などですね。そういう声もある。それは推測にしか過ぎないのですけれども、もしかしたらその辞退が昨今多いというの、そういった状況に起因しているのかなと思いつつ、景気動向で今の人手不足と、それから若年者の人手不足なども建設業で指摘されるということで、冒頭、経理課長からご案内しましたように、今後、公契約条例の制定を検討しているというところもございます。

入札・契約業務については透明性と公正性を確保していくことは肝に銘じてやっていきたいと思っておりますので、そうした動向なども見ながら、ご指摘も踏まえて今後とも適切な契約業務に努めてまいりたいと思っております。本当にどうも今日はありがとうございました。

○行政管理担当課長 では、私からはお手元に配付しております、資料 3 の「その他」の連絡でございます。次回、お集まりいただくのは最後になりますが、第 5 回外部評価委員会の日程でございます。来年 1 月 24 日木曜日、1 時 15 分から記載の場所で開催したいと思っております。なお、事前にご案内したときには午後 1 時となっておりましたが、これを改めまして 1 時 15 分からということで、再度ご周知させていただきます。

私からは以上です。

○会長 ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間厳守で、結構複雑な案件を所定内に審議を終えることができまして、ありがとうございました。年末のご多忙の中おいでいただきまして、ありがとうございました。

それでは、これで第 4 回目の杉並区外部評価委員会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —